
資 料 編

「北斗市における障がい者福祉に関する調査」の概要

北斗市では、「北斗市障がい者福祉計画・第5期計画」「北斗市障がい児福祉計画・第1期計画」の策定の基礎資料を得るため、平成29年度に下記のアンケート調査を実施しました。

調査名	北斗市における障がい者福祉に関する調査																										
調査期間	平成29年10月上旬 ～ 平成29年10月27日																										
対象者	<p>1 在宅者等（障害者施設入所者以外の者） 平成29年8月1日現在、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の中から1,200人を無作為抽出</p> <p>《参考データ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出率：約47.5% ・抽出結果 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1) 身体障害者手帳所持者：</td> <td style="text-align: right;">900人</td> </tr> <tr> <td>(2) 療育手帳所持者：</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> <tr> <td>(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者：</td> <td style="text-align: right;">100人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1,200人</td> </tr> </table> 			(1) 身体障害者手帳所持者：	900人	(2) 療育手帳所持者：	200人	(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者：	100人	計	1,200人																
(1) 身体障害者手帳所持者：	900人																										
(2) 療育手帳所持者：	200人																										
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者：	100人																										
計	1,200人																										
調査方法	郵送配付、郵送回収																										
回収結果	<p>調査総数： 1,200件 回収数： 595件 回収率： 49.6%</p> <p>《在宅者等障害別回収結果内訳》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">調査数</th> <th style="text-align: center;">回収数</th> <th style="text-align: center;">回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳所持者</td> <td style="text-align: center;">900件</td> <td style="text-align: center;">482件</td> <td style="text-align: center;">53.6%</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> <td style="text-align: center;">200件</td> <td style="text-align: center;">71件</td> <td style="text-align: center;">35.5%</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳所持者</td> <td style="text-align: center;">100件</td> <td style="text-align: center;">35件</td> <td style="text-align: center;">35.0%</td> </tr> <tr> <td>手帳区分無回答者</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">0.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1,200件</td> <td style="text-align: center;">595件</td> <td style="text-align: center;">49.6%</td> </tr> </tbody> </table>				調査数	回収数	回収率	身体障害者手帳所持者	900件	482件	53.6%	療育手帳所持者	200件	71件	35.5%	精神障害者保健福祉手帳所持者	100件	35件	35.0%	手帳区分無回答者	-	7件	0.6%	計	1,200件	595件	49.6%
	調査数	回収数	回収率																								
身体障害者手帳所持者	900件	482件	53.6%																								
療育手帳所持者	200件	71件	35.5%																								
精神障害者保健福祉手帳所持者	100件	35件	35.0%																								
手帳区分無回答者	-	7件	0.6%																								
計	1,200件	595件	49.6%																								

北斗市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の策定について（答申）

答 申 書

平成30年3月19日

北斗市長 池田 達雄 様

北斗市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 坂本 徳 廣

北斗市障がい者福祉計画「第5期計画」・北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」
について（答申）

平成29年7月19日付をもって諮問を受けました北斗市障がい者福祉計画「第5期計画」・北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」の策定について審議した結果、諮問のとおり当該計画が適当であると決定しましたので、次のとおり答申いたします。

記

近年、障がい児・者の福祉施策は、国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備に伴い、障害者総合支援法をはじめ、障害者基本法、障害者虐待防止法、さらには、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めた障害者差別解消法が施行され、平成30年度には、障害者総合支援法・障害者雇用促進法が改正施行される予定であるなど、大きく再編されてきました。

この間の制度の再編では、障がいのある方々の権利擁護がその骨格をなし、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組まれてきました。

中でも、今回の発達障害者支援法の改正では、発達障がい者への支援は「社会的障壁」を除去するために行うものであり、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない、教育・福祉・医療・就労などが緊密に連携された支援を行うことであるとされております。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化するなか、本計画策定委員会においては、北斗市における障がい児・者の数的把握や「北斗市における障がい者福祉に関する調査」結果を踏まえ、現計画の進捗状況及び数値目標の達成状況等を評価、検証してまいりました。

また、次期計画には、北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」が盛り込まれており、乳幼児期からライフステージに応じた総合的かつ計画的で切れ目のない支援が図られるよう、施策の方向性及び事業の展開、併せて、障害福祉サービスの見込み量とその確保の方策についても検討してまいりました。

つきましては、当策定委員会の答申を踏まえ、本計画の基本理念である「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を目指し、障がい児・者が、生まれ育った地域で、安心して暮らすことができるよう各種施策の推進を期待いたします。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過

- 第1回 平成29年7月19日（水）
 - (1) 正副委員長の選任について
 - (2) 計画策定の基本的な考え方について
 - (3) 北斗市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定スケジュールについて
 - (4) アンケート調査の実施について

- 第2回 平成29年12月27日（水）
 - (1) 北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）（素案）について

- 第3回 平成30年2月22日（木）
 - (1) 北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）（素案）について

- 第4回 平成30年3月16日（金）
 - (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）（案）について
 - (3) 北斗市障がい者福祉計画・第5期計画答申書（案）について

北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

[平成18年11月20日制定・北斗市訓令第134号]

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「障がい者福祉計画」という。)の策定を行うため、北斗市障がい者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第6条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年以内とし、障がい者福祉計画策定の事業が完了するまでとする。

ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

北斗市障がい者福祉計画策定委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職
委員長	坂 本 徳 廣	社会福祉法人函館緑花会理事長
副委員長	伏 見 勉	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会会長
委員	田 畑 定 男	北斗市町会連合会長
〃	佐 直 栄 一	社会福祉法人侑愛会 障害者支援施設明生園園長
〃	清 藤 勲	北斗市身体障害者福祉協会会長
〃	千 葉 紀 子	北斗市手をつなぐ育成会副会長
〃	田 原 勝 昭	北斗市民生委員児童委員連合会会長
〃	小 林 千代子	手話サークルLの会会長
〃	大 場 公 孝	北斗市保健医療福祉問題協議会委員 社会福祉法人侑愛会理事長 ゆうあい会診療所所長
〃	高 橋 徹	北斗市校長会会長 (上磯小学校長)

用語の解説集

用語(五十音順)

●あ行

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する事業。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を医療法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケアができるのは医師、看護師、保護者だけだった。しかし、厚生労働省と文部科学省の通知で、2004年10月以降、看護師が配置された特別支援学校では、教員がたんの吸引、経管栄養、導尿補助の三つができる

●か行

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。

【ガイドヘルパー】

視覚、全身性、知的障がいによって1人での外出が困難な方が安全に出かけられるよう、移動介護サービスを提供する資格となります。障がいのある方が積極的に社会活動に参加していく上で重要である、外出時には欠かせないサービス。

【基幹相談支援センター】

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。

【共同生活援助・共同生活介護】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。平成26年4月より共同生活援助(グループホーム)へ一元化された。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅生活動作補助用具(住宅改修)】

障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【計画相談支援】

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。

【コミュニケーション(意思疎通)支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。

●さ行

【サービス等利用計画】

障がい者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障がい者(児)について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画。

【在宅療養等支援用具】

透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。

【施設入所支援】

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【児童発達支援】

未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労継続支援(A型=雇用型・B型=非雇用型)】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。

【障害者虐待防止法】

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的として制定された法律。

【障害者差別解消法】

行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を促進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

【障害者総合支援法】

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

【障害者相談支援事業】

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。

【障害者優先調達推進法】

国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品や役務を調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。

【情報・意思疎通支援用具】

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。

【身体障害者自動車運転免許取得費助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

【身体障害者用自動車改造費助成】

自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。

【短期入所(ショートステイ)】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

●た行

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【同行援護】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービス。

【特別支援学校】

学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。

●な行

【日常生活用具給付等事業】

障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。

【日中一時支援事業】

活動場所が必要な障害のある人などに、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う。

●は行

【排泄管理支援用具】

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。

【発達障害】

生まれつき脳の発達が通常と違うために、比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応に問題が発生する障害。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害(PDD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害などがあります。

【保育所等訪問支援】

保育所・幼稚園・小学校等を現在利用・通学中の障害のある児童(今後利用予定も含む)が、る集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。

【放課後等デイサービス】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するサービス。

●ら行

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス。

